

# コミュニティ施設における使用手続等共通化について

## 1 趣旨

政策実行計画33「コミュニティ施設等の再編による、垣根のない地域活動の場づくり」に基づき、コミュニティ施設（公民館、地域センター、コミュニティセンターと地域福祉センター）の設置目的とこれまでの使用団体等との関係を踏まえ、使用手続等を画一的に統一するのではなく、各団体が登録施設の垣根を越えて相互に使用し易い環境を整備します。

## 2 現状

コミュニティ施設は、「社会教育の振興」、「地域コミュニティの形成促進」、「地域住民の福祉の増進」などそれぞれの施設が異なる目的をもって設置されています。設置目的が異なることにより、使用対象とする市民の定義、登録団体の基準も異なり、このことがコミュニティ施設間の相互使用を妨げる大きな要因となっています。

## 3 拠点登録団体制度の導入

使用手続等の共通化を図る上で、従来からコミュニティ施設を使用している団体又は施設の設置目的と団体の設立趣旨が合致している使用団体に対する優遇措置を設けるため、従来から使用している施設又は使用団体の設立趣旨と設置目的が合致する施設をその団体の拠点活動施設として登録する「拠点登録団体制度」を導入します。

拠点登録団体の利点は、次のとおりです。

### ○ 使用申請の優先

拠点登録団体は、拠点活動施設においてその他の団体よりも一月早く使用申請の手続きを行うことができます。拠点登録団体は、使用する日の属する月の3月前の月の初日から、その他の団体は2月前の月の初日から使用申請を行います。

### ○ 他のコミュニティ施設の使用

拠点登録団体は、拠点活動施設以外のコミュニティ施設を使用する際に、改めて団体登録の手続きを行うことなく、現に所有する拠点登録団体としての登録証を提示することで使用することができます。

拠点登録団体の条件などは、次のとおりです。

● 市内団体であること

市内団体とは、団体の構成員のうち和光市民が占める割合が、公民館は5割以上、地域福祉センターは8割以上である団体をいいます。地域センターとコミュニティセンターは、現在、和光市民が5人以上の団体を市内団体としていますが、これをを変更し、「和光市民が5人以上、かつ、構成員の5割以上」とします。

● 登録できる施設数

拠点登録団体が、拠点活動施設として登録できる施設は、1団体当たり原則1施設とします。ただし、地域センターとコミュニティセンターは、これまでどおり2施設とします。

● 1月当たりの使用コマ数

拠点登録団体が優先して使用申請を行うことができる1月当たりの使用コマ数は、それぞれのコミュニティ施設がこれまで定めている制限数のとおりとします。

例：月4コマ、週1回など

● 一般の使用料

拠点登録団体は、使用手続等の共通化により拠点活動施設以外のコミュニティ施設を使用できるようになりますが、この場合に納付する使用料には減免等の規定は適用せず、一般の使用料を支払います。

例：・公民館を拠点活動施設とする拠点登録団体が、地域センターを利用する場合  
・地域センターを拠点活動施設とする拠点登録団体が、登録している2施設以外の地域センター又はコミュニティセンターを利用する場合

ただし、公民館を拠点活動施設とする拠点登録団体で、公民館条例の規定により減免の対象となる団体は、他の公民館でも使用料の減免を受けられます。

#### 4 共通化の開始時期

平成27年4月1日